

ご存じですか? 任意加入制度

■任意加入制度とは

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、 満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れや、やむ を得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて 年金額も少なくなります。このため国民年金には、ご本人の申し出により"60歳 ~65歳未満"の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年 金を増やすことができる「任意加入制度」があります。

■該当するのは次の3ケース

- ①年金額を増やしたい人は65歳までの間
- ②受給資格期間(納付300月)を満たしていない人は70歳までの間
- ③外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人
- ※外国に転出した人は、原則国民年金の資格はなくなりますが、 希望する人は任意加入をすることで納付月数を増やすことがで きます。

※老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていないことが条件となります。 ※申出月からの加入になります(さかのぼることはできません)。

●保険料 月額15,250円(平成26年度)

保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。 (保険料の納付方法は原則口座振替になります)

■問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

熊本两年金事務所

2 096 (355) 3261

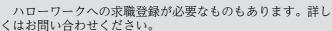
いよいよ海外進出!?







障害のある人を対象とした 職業訓練の受講生を募集します



■パソコン実務科

- ●受講対象障害 身体障害のうち: 内部障害、精神障害、難病
- ●定員 10人
- ●内容 パソコン(ワード・エクセ: ルなど)の基本知識や技能の習得、: 就職支援
- ●募集期限 10月31日(金)
- ●訓練期間 12月2日(火)~2月 : ●募集期限 10月31日(金) 27日(金)(3カ月間)
- ●経費 テキスト代 9,000円程度 : 27日(金)(3カ月間)
- ●場所 (有)ワイエスプラン

(山鹿市方保田63番地)

■ビジネスパソコン基礎科

- ●受講対象障害 身体障害のうち 下肢障害・内部障害、精神障害、 発達障害、難病、高次脳機能障害
- ●定員 5人
- ●内容 パソコン(ワード・エクセ ルなど)の基本知識や技能の習得、 就職支援
- ●訓練期間 12月2日(火)~2月
- ●経費 テキスト代 8,000円程度
- ●場所 (有)アトム開発
- (熊本市南区江越2丁目16-14)

■ビジネス技能資格取得科

※仕事をしている人を対象とした 訓練(在職者訓練)

- ●受講対象障害 身体障害のうち聴 覚・上肢・下肢・内部障害、精神障害、 発達障害、難病、高次脳機能障害
- ●定員 5人
- ●内容 仕事に必要なパソコン技 能(ワード・エクセルなど)やビジ ネスマナーなど
- ●募集期限 10月31日(金) ※定員に達し次第募集を終了します
- ●訓練期間 12月~2月(3カ月間) ※週2日、2時間程度、夕方に実施予定。
- ●経費 テキスト代 6,000円程度 ●場所 特定非営利活動法人
- アイ・ネットワークくまもと (熊本市中央区水前寺6丁目51-3 シティビル水前寺3階)

県立高等技術専門学校ホームページ

http://www.pref.kumamoto.jp/site/kumamotokoukun/ 県立高等技術専門学校 ☎ 096(378)0121

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

申請手続きはお済みですか?



「カクニンジャ」

7月から2つの給付金の申請を受け付けています。

対象となる可能性のある人に申請書を送付していますが、まだ 手続きがお済みでない場合は、早めに申請してください。

なお、申請書を紛失したり、住民税申告などにより新たに給付 対象となったりした場合は、お問い合せください。

臨時福祉給付金

●給付対象者(次の要件を全て満たす人)

①平成26年1月1日時点で町に住民票がある人 ②平成26年度の住民税(均等割)が課税されない人 ※課税されている人の扶養親族は非該当です。 ※生活保護制度の被保護者になっている人は対象 外です。

●給付額

- ・給付対象者1人につき1万円
- ・給付対象者の中で老齢基礎年金や障害基礎年金 などの受給者は、5千円加算

子育て世帯臨時特例給付金

●給付対象者(次の要件を全て満たす人)

①平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限額未満

※「臨時福祉給付金」の対象児童と生活保護制度の 被保護者になっている児童は除きます。

●給付額

平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象児 童1人につき1万円

申請書に必要書類を添付のうえ、返信用封筒で郵送するか、 ◎申請方法

役場福祉課福祉係の窓口に提出してください。

午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日を除く) ◎受付時間

平成27年1月9日(金) ※郵送の場合は当日消印有効 ○申請期限

・本人であることが確認できる書類のコピー ◎必要書類

(健康保険証・免許証など)

・振り込み先口座が確認できる通帳などのコピー

手続きが終わったら振込予定日をお知らせします

申請の受付が終わり、交付が決まったら、「支給決定通知書」を郵送しますので、ご確認ください。 振込日は、申請書の受付時期により異なります。申請受付から1~2カ月程度かかります。

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

7 広報おおづ 2014.10 広報おおづ 2014.10 6